

見附市告示第51号

見附市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱（令和2年見附市告示第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「民法」の次に「（明治29年法律第89号）」を加える。

第13条に次の1項を加える。

4 補助事業者は、概算払の方法により補助金の交付を受けた場合には、第11条の実績報告をするときに精算するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。